

津幡町選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による町条例の制定又は改廃の請求及び町の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の50分の1の数）は、次のとおりである。

令和8年9月1日

津幡町選挙管理委員会

624人